

## 退職一時金返還額のおおよその目安

退職一時金の受給額に対して、おおよそ次の額が返還額となります。

一時金を受給した年度	平成 29 年度に年金の受給権が発生する方	平成30年度に年金の受給権が発生する方	平成 31年度に年金の受給権が発生する方	令和 2 年度に年金の受給権が発生する方
昭和 45 年度	7.7 から 8.2 倍の額	7.9 から 8.5 倍の額	8.1 から 8.7 倍の額	8.3 から 8.8 倍の額
昭和 46 年度	7.3 から 7.8 倍の額	7.4 から 8.0 倍の額	7.7 から 8.3 倍の額	7.8 から 8.4 倍の額
昭和 47 年度	6.9 から 7.4 倍の額	7.1 から 7.6 倍の額	7.3 から 7.8 倍の額	7.4 から 7.9 倍の額
昭和 48 年度	6.5 から 7.0 倍の額	6.7 から 7.2 倍の額	6.9 から 7.4 倍の額	7.0 から 7.5 倍の額
昭和 49 年度	6.2 から 6.7 倍の額	6.4 から 6.8 倍の額	6.5 から 7.0 倍の額	6.7 から 7.1 倍の額
昭和 50 年度	5.9 から 6.3 倍の額	6.0 から 6.5 倍の額	6.2 から 6.7 倍の額	6.3 から 6.7 倍の額
昭和 51 年度	5.6 から 6.0 倍の額	5.7 から 6.1 倍の額	5.9 から 6.3 倍の額	6.0 から 6.4 倍の額
昭和 52 年度	5.3 から 5.7 倍の額	5.4 から 5.8 倍の額	5.6 から 6.0 倍の額	5.7 から 6.1 倍の額
昭和 53 年度	5.0 から 5.4 倍の額	5.1 から 5.5 倍の額	5.3 から 5.7 倍の額	5.4 から 5.7 倍の額
昭和 54 年度	4.8 から 5.1 倍の額	4.9 から 5.2 倍の額	5.0 から 5.4 倍の額	5.1 から 5.4 倍の額

(注) 年金の受給権が発生する年月

- (1) 老齢厚生年金または退職共済年金の請求の場合・・・次表の生年月日による支給開始年齢の誕生日  
(1日生まれの場合は前月)

生 年 月 日	支給開始年齢
～昭和 28 年 4 月 1 日	60 歳
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64 歳
昭和 36 年 4 月 2 日～	65 歳

- (2) 障害厚生年金また、障害共済年金の請求の場合・・・障害認定日の属する月  
ただし、障害認定日に障害等級の1級から3級に該当しなかった者が、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に、病状が悪化し障害等級の1級から3級に該当するようになったときは、その請求のあった日の属する月に障害厚生年金または、障害共済年金の受給権が発生します。
- (3) 遺族厚生年金または、遺族共済年金の請求の場合・・・被保険者（組合員）または、被保険者（組合員）であった方が死亡した月